

平和運動センター情報

第372号 2013年4月21日

富山県平和運動センター発行

4・28式典への都道府県出席状況（沖縄除く）

知事出席（19都県）	代理出席（19府県）	欠席（1県）	未定（5道県）
秋田、岩手、東京、群馬、栃木、埼玉、千葉、静岡、長野、富山、三重、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、高知、佐賀、宮崎	青森、山形、宮城、福島、茨城、山梨、石川、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本	大分	北海道、福井、香川、愛媛、鹿児島

※神奈川県は無回答（4月13日現在）

沖縄タイムス14日付から



働くルールの基本

働くルールは国の最高法規＝憲法に根拠があります。

【日本国憲法】（抜粋）



第11条（基本的人権）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第13条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条（生存権）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第27条（勤労の権利義務、

勤労条件の基準）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

第28条（団結権、団体交渉権、団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

（今週の予定）

24(火)・平和F全国総会（東京）

25(木)・原子力防災と脱原発に対する申入れ
(県知事に社民党県議と10:00県庁)

5月3日(金祝)
・憲法キャラバン
AM9:00 案下4B

・香山リカ講演会
PM 5:30
国際会議場

30(火)・アジア・アフリカ支援米田植
AM 10:00 清川・藤井宗一宅